

面 会 規 程

第1条（目的）

本規程は、入院患者様の尊厳の保持及び療養生活の質の向上、並びに円滑な退院支援を図るため、感染対策及び医療安全に配慮し、患者様とご家族等の適切な面会の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

- 1 患者様の希望を尊重し、正当な理由がない限り面会を制限しない。
- 2 患者様の病状、院内感染防止、医療安全その他やむを得ない事情がある場合は、面会を制限又は禁止する場合がある。

第3条（面会者の範囲）

面会者は、原則ご家族及び親族のみとする（未就学児は不可）。

第4条（面会時間及び人数）

面会時間は、原則として毎日13時30分から15時30分までとし、1回あたりの面会時間は30分以内、面会人数は2名までとする。

第5条（面会場所）

面会場所は、原則デイルームとし、状況や状態に合わせて病室も可とする。

第6条（面会時の遵守事項）

- 1 面会中の飲食は禁止とする。
- 2 マスクの着用、手指消毒、問診票の記載を行うこと。（院内感染予防対策）
- 3 他の患者様の療養環境に配慮し、静粛を保つこと。
- 4 当院職員の指示に従うこと。
- 5 許可なく写真撮影、録音またはSNS等への掲載を行わないこと。

第7条（面会制限）

次の事項に該当する場合、面会を制限または中止することができる。

- 1 風邪症状など感染症を疑う症状がある場合
- 2 面会者が本規程に従わない場合
- 3 他の患者様または職員への迷惑行為がある場合
- 4 職員の指示に従わない場合及び病院運営上支障がある場合

第8条（周知方法）

本規程は、病棟等の見やすい場所に掲示するとともに、必要に応じて患者様及びご家族等へ説明する。

附 則（施行期日）

本規程は、令和8年6月1日より施行する。